苫小牧工業高等専門学校　技術教育支援センター技術職員（電子・情報系、電気系）
採用試験案内

１．職名、採用人数及び時期
（１）職名：常勤職員（任期なし）
（２）採用人数：１名
（３）採用予定日：令和９年２月１日以降のなるべく早い時期
※試用期間あり（６か月）

２．職務内容
苫小牧工業高等専門学校技術教育支援センターに所属し、以下の職務を行う。
・情報エレクトロニクス系（電気情報システムコース及び情報科学・工学コース）の授業・実習等に関する支援業務
・教員の研究活動に関する支援業務
・実験設備・装置やサーバの保守管理業務
・技術教育支援センターの運営に関する業務
・その他学生への技術指導、教育等に関する支援業務
・学校行事に関する支援業務

３．受験資格
次のいずれにも該当している者
（１）大学、短期大学、高等専門学校又は工業高等学校の電子・情報系学科又は電気系学科を卒業又は卒業見込みの者
・企業及び官公庁において、電子・情報又は電気系にかかる実務経験を有することが望ましい。なお、電子・情報又は電気にかかる資格を取得していれば望ましい。
（２）採用日現在で、本校における定年年齢（６２歳）に達していない者（定年年齢は段階的に引き上げているところで、令和８年度の定年は６２歳です）。
ただし、次の者は試験を受けられません。
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
・懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から２年を経過していない者
・日本国籍を有しない者で永住者等日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者

４．選考方法

試験の方法		試験の内容
第一次選考：書類選考		履歴書、職務経歴書にて選考を行います。
第二次選考 ※第一次選考合格者を対象に実施	教養試験 （５肢択一式） 〈１２０分〉	職務に必要な基礎的な知的能力の検証を目的とする試験を行います。 （問題数：４０題）

	性格特性検査 （４件法） 〈２０分〉	職務、職場への適応性の観点から受験者の性格傾向を把握する検査を行います。 （質問項目数：１５０問）
	小論文 〈６０分〉	総合的な能力を判定するために小論文を書いてもらいます。なお、テーマは当日発表します。
第三次選考 ※第二次選考合格者を対象に実施	面接試験（個人）	実際の人物像や業務適正等を確認するために面接員による面接を行います。

５．試験日程及び試験会場

選考区分	試験日	試験会場	結果通知
第一次選考 （書類選考）	令和８年１０月１日（木） ～１０月３０日（金）		第一次選考終了後、個別に通知します。
第二次選考 （筆記試験）	令和８年１１月１５日（日）	苫小牧工業高等専門学校	第二次選考終了後、個別に通知します。
第三次選考 （面接試験）	令和８年１１月下旬以降 ※結果通知に記載します	苫小牧工業高等専門学校	第三次選考終了後、個別に通知します。

６．応募手続

（１）応募受付期限　令和８年１０月３０日（金）１６時必着

（２）応募方法等

以下の必要書類を簡易書留等発送記録が残る郵便又は持参の上、提出してください。

なお、封筒の表には「技術職員（電子・情報、電気）採用試験応募書類在中」と朱書きしてください。

①履歴書

・本校ホームページ（https://www.tomakomai-ct.ac.jp/information/recruitment）の所定様式をダウンロードして、記載すること（氏名のみ自筆）。

・写真は、３か月以内に撮影したものを貼付すること。

②職務経歴書

職歴のある方のみ。Ａ４版、任意様式

③電子・情報、電気にかかる資格を有する場合は、それを証明する書類の写し

（３）応募書類提出先及びお問い合わせ先

〒０５９－１２７５　北海道苫小牧市字錦岡４４３番地

苫小牧工業高等専門学校　総務課人事係　（担当：大西、小幡）

ＴＥＬ：０１４４－６７－８０６６

メール：jinji@tomakomai-ct.ac.jp

７．選考結果

（１）選考の結果は、それぞれの選考終了後に、文書又は電話にて個別に通知します。 なお、試験の成績及び選考内容等については開示しません。

（２）受験資格や履歴書の記載に虚偽があった場合は、その時点で選考から除外します。 最終選考者（合格者）であった場合は、合格を取り消します。

８．勤務条件等

（１）給与：独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則に基づき決定します（学歴・職歴等によって決定）。

（２）諸手当：期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）が支給されるほか、支給要件を満たす場合は、各種手当（住居手当、通勤手当、扶養手当等）が支給されます。

（３）勤務時間：原則として１日７時間４５分です。（８時３０分～１７時）

（４）休日：日・土・祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）、特別休暇（長期休業期間）３日及び年次有給休暇（令和９年４月１日採用の場合、１５日分付与。令和１０年１月１日に新たに２０日付与されます）その他の休暇制度あり。

（５）勤務地：本校所在地（北海道苫小牧市字錦岡４４３番地）となりますが、その後、キャリア形成のため、道内高専（函館高専、釧路高専、旭川高専）等での勤務や、必要に応じ、高専機構本部事務局、国立大学法人等の勤務となることがあります。

（６）福利厚生：文部科学省共済組合に加入、短期給付事業（病気、けがを受けた組合員に対する給付）、長期給付事業（年金）、福祉事業（貯金等）が受けられます。

９．その他

（１）本試験の受験にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。

（２）応募者から取得する個人情報は、本試験の目的を達成するために利用するものであり、本試験に関係のない第三者への提供及び公表されることはありません。

（３）応募書類は、原則返却しません。

（４）試験の成績や選考内容等については開示しません。

10．特記事項

（１）業務従事に当たっては、令和８年１２月２５日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

（２）特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

（３）このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。